

就労証明書の添付書類について

保育が必要な状況を確認するため、就労証明書以外に以下の添付書類を提出願います。また、各証明書につきましては正確な記載をしていただくようお願いいたします。

※保育の必要性の認定基準に保護者（母親・父親）が該当しない場合（1号認定の場合）は、必要ありません。

※保護者のいずれかが、実態で60時間/月以上の勤務ではない場合、1号認定となります。

1. 勤務者（正社員以外）※例：パート、非常勤、臨時職員、派遣社員等

提出いただく書類

- ・1か月あたりの**労働時間及び賃金等の記載**がある書類（直近3か月分のコピー）
*例：賃金明細書、出勤簿の写しなど

※複数の会社で勤務している場合、一番長い勤務の証明書にて、「保育の必要性の認定基準指数」を決定します。

※入園後、上記書類を随時提出していただき、実態調査をします。

2. 内職

提出いただく書類

- ・1か月あたりの**労働時間及び賃金等の記載**がある書類（直近3か月分のコピー）
*例：賃金明細書、賃金振り込みが確認できる通帳、出勤簿の写しなど

3. 自営・農業・漁業

提出いただく書類

- ・中心者：令和6年確定申告書第一表のコピー
※一斉申し込み時点では、就労証明書のみを提出していただき、確定申告後に第一表のコピーを提出してください。確定申告をする予定がない場合は、1か月の**労働時間及び賃金等**がわかるもの（直近3か月分）を申し込み時に提出してください。
- ・協力者：1か月の**労働時間及び賃金等**がわかるもの（直近3か月分）
※就労証明書には実態どおりの記載をするよう、よろしく願います。

※内職及び自営・農業・漁業の方のうち、上記書類が用意できない場合、各園またはこども保育課に申し出てください。「就労状況等報告書」をお渡ししますので、その用紙にて就労状況を報告してください。